

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第108号 岩国市生活交通バス条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第109号 字の区域の変更について

議案第110号 (仮称) 玖珂・周東学校給食センター建築工事請負契約の締結について

議案第111号 (仮称) 玖珂・周東学校給食センター機械設備工事請負契約の締結について

議案第112号 (仮称) 玖珂・周東学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結について

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第1号 民主主義と地方自治を尊重して沖縄県との誠意ある話し合いを行うよう求める意見書を提出することについて

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第110号 (仮称) 玖珂・周東学校給食センター建築工事請負契約の締結について、議案第111号 (仮称) 玖珂・周東学校給食センター機械設備工事請負契約の締結について、及び議案第112号 (仮称) 玖珂・周東学校給食センター厨房設備工事請負契約の締結についての審査におきまして、

委員中から、それぞれの契約金額が、同程度の調理能力である岩国学校給食センターと比べて、割高となっている理由についての質疑があり、

当局より、「両施設とも約3,000食分の調理能力を有しているが、配送先については、岩国学校給食センターが中学校8校分なのに対し、玖珂・周東学校給食センターは、小・中学校20校分と幼稚園1園分を予定している。

建築工事及び厨房設備工事においては、配送先が増加することにより配送用のコンテナがふえること、それに伴って消毒保管庫等の整備がその分必要となること、安全かつ効率よく調理するため一定の作業スペースを確保する必要が生じたことから施設規模が大きくなったこと等により、請負金額が増加したものと捉えている。

また、機械設備工事については、施設規模が大きくなったことに伴って冷房等空調設備が大きくなったこと及び、周辺に下水道が整備されている岩国学校給食センターとは違い、排水を直接河川に放流できる、より高度な排水処置設備が必要となり、そのことが金額の増加につながったものと考えている」との答弁がありました。

本3議案につきましては、討論において、一部委員から、

「同程度の岩国学校給食センターと比べ、契約金額が高く、無駄な部分があると考えられるため、設計の見直しが必要であり、継続審査にすべき」との意見がありましたので、調査研究について挙手により採決をいたしました結果、賛成少数で引き続き調査しないことに決しました。

続いて、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。